

早稲田大学政治学研究科

博士学位申請論文審査報告書

提出者：成田大起

論文タイトル：現代の批判理論における方法論研究：ハーバーマス、  
ホネットにおける「再構成的批判」を中心に

Die kritischen Methodologie der Kritischen Theorie:  
'Rekonstruktive Kritik' bei Habermas und Honneth

## 1. 審査実施の概要

2020年8月5日に提出され、同日に受理された成田大起氏の博士学位申請論文「現代の批判理論における方法論研究: ハーバーマス、ホネットにおける「再構成的批判」を中心に」を下記のとおり審査した。

日時: 2020年9月2日 10:30-12:45

場所: 3号館 1104室および遠隔(審査委員のほかに2名参加)

審査委員:(主査) 齋藤純一 早稲田大学大学院政治学研究科教授

(副査) 谷澤正嗣 早稲田大学大学院政治学研究科准教授

藤野寛 國學院大學文学部教授

宮本真也 明治大学情報コミュニケーション学部教授

## 2. 本論文の構成

本論文は序章および終章・結論を含め全7章から構成されており、これに文献表が付されている。総頁数はA4(40字×36行)で240頁である。本論文の構成は下記のとおりである。

### 目次

序章 本稿の目的、主張、射程

第一章 再構成的批判とは何か?

第一節 四つの批判の形式

第二節 批判理論の方法論としての再構成的批判

第三節 批判理論の評価基準: 動機づけと根拠づけの基準

第二章 ハーバーマスにおける再構成的批判の展開

第一節 再構成的批判の萌芽: 60年代におけるテクノクラシー批判と社会科学方法論

第二節 『認識と関心』における再構成的批判: 精神分析をモデルとした批判理論と体系的に歪められたコミュニケーション

第三節 言語的転回と『行為の理論』における再構成的批判: 70年代における二つの課題と植民地化批判

第四節 『事実性と妥当』における再構成的批判: 討議倫理に基づく民主主義論とコミュニケーション循環の病理

第五節 反省的受容可能性の行方: 『事実性と妥当』以後の論点

第三章 ホネットにおける再構成的批判の展開

第一節 規範的社会変革の理論としての承認論

第二節 社会的病理の諸理論: 物象化と新自由主義のイデオロギー的承認

第三節 『自由の権利』と再構成的批判の全体像

第四章 動機づけと根拠づけの評価: ハーバーマスとホネットの問題点

第一節 動機づけの基準による評価：ハーバーマスにおける動機づけの欠損

第二節 根拠づけの基準による評価：ホネットにおける根拠づけの欠損

## 終章 再構成的批判の意義と課題

第一節 再構成的批判再考：内容の整理

第二節 再構成的批判の意義：ロールズの政治理論とフォアストの批判理論との対比から

第三節 新たな批判理論の方向性と課題：ハーバーマスとホネットの問題点をどのように克服するか

## 結論

### 3. 本論文の主旨と各章の概要

本論文は、現代のフランクフルト学派を代表するユルゲン・ハーバーマスおよびアクセル・ホネットがどのような方法論をとっているかを検討し、それを「再構成的批判」として定式化し、この批判と現代の規範理論における他の方法論との間にどのような違いがあるのか、彼らの「再構成的批判」にどのような批判が提起されているか、そして、この方法論にどのような意義と難点があるかを明らかにしようとする研究である。

まず第一章では、社会理論や政治理論に見られる「内部からの批判」（現に妥当している規範に依拠する批判）、「外部からの批判」（偶然性を免れない経験的事実に依存しない原理からの批判）、「内在的批判」、そして「系譜学的批判」（歪んだ信念形成の経緯を露わにする批判）という四つの批判の形式が挙げられ、再構成的批判が内在的批判および系譜学的批判を組み合わせた批判の形式であることが論じられる。次いで、批判理論にとっての理論の妥当性が何によってはかれるべきかが検討され、その評価基準は、批判が成功して解放に向けた人々の実践を導くこと、すなわち批判の「反省的受容可能性」にあることが示される。

この「反省的受容可能性」が成り立つかどうかは、批判の名宛人が、批判を受けて実際に社会的病理を克服する行為へと動機づけられうるか否かを判定する「動機づけの基準」、および名宛人にとって批判の基準となる規範の正当化が自分にとって十分納得のいく根拠から行われているかどうかを判定する「根拠づけの基準」によって評価される。

第二章では、1960年代にはじまるハーバーマスの著作が再構成的批判の形成過程という観点から辿られる。ハーバーマスの再構成的批判は、60年代における社会科学方法論の中にその萌芽があり、この時期の主著である『認識と関心』（1968年）では、学問的認識が人間の類的再生産のための労働と相互行為という実践に埋め込まれていることが主張される。そこから、労働、相互行為、そして批判という三つの実践に内在する「認識関心」が、学問を含む主体の認識の条件として再構成され、主体の形成過程を歪める（精神分析が治療の対象とする）神経症が社会的病理とみなされる。しかし、『認識と関心』は、批判の基準を社会実践の参加者の視座に内在するものとして提示することに成功していないだけでなく、社会的病理を精神分析によって説明する試みはなおも理論家と参加者の非対称性を前提とす

るものだった。

いわゆる「言語論的転回」はこうした問題に対応しうる理論の更新を導き、社会変革・社会統合の実践は形式語用論にもとづいて描き直されることになった。『コミュニケーション的行為の理論』（1981年）では、語用論的規則を批判の基準としてコミュニケーションの歪み（「生活世界の植民地化」）を批判する、再構成的批判の構図が整う。もっともこの著作でも、ハーバーマスは批判の基準である語用論的規則の規範的な重要性を十分には示しておらず、植民地化を克服しうる新たな社会像もまた不明確なものにとどまった。80年代における討議倫理学の形成と、かつて『公共性の構造転換』（1962年）で描かれた政治的公共圏の理念を再考することによって、ハーバーマスは民主的法治国家の理念として市民に共有されている諸原理を再構成する。これを批判の基準とすることで、植民地化の延長で生じてくる社会的権力による政治的権力の従属化を批判する再構成的批判が、『事実性と妥当』（1992年）で提示されることになる。

第三章では、1980年代から今世紀に至るホネットの著作が、第二章と同様に、再構成的批判の形成過程という観点から辿られる。ハーバーマスのいう了解や討議に先立つ現象として、ホネットは、「承認をめぐる闘争」を社会変革の実践として特定し、その参加者に共有されている規範的期待として「ケア」「平等」「業績」という三つの承認領域に内在する原理を再構成する。しかし、ホネットは『承認をめぐる闘争』（1992年）など90年代の著作では承認をめぐる闘争に機能不全をもたらす社会的病理に関する議論を展開しておらず、批判の対象はもっぱら承認の毀損という不正義の現象に限定されていた。その後2000年代になると、資本主義社会の行動様式や人種やジェンダーなどのイデオロギーによって（三つの承認に先立つ）原初的な承認が忘却される「物象化」、加えて社会国家の連帯の基盤を掘り崩す「新自由主義のイデオロギー」が社会的病理としてとらえられるようになる。

ホネットのこうした病理現象の新たな分析は、この段階では、これまでの承認論と整合的な仕方では示されなかった。これに対して、『自由の権利』（2011年）が呈示するヘーゲルの『法哲学』の構成に依拠した社会理論において、ホネットはようやく再構成的批判の全体像を提示するに至る。この著作において、ホネットは、自由の実現に貢献し、各社会領域に歴史的に内在している規範や制度を再構成し、その制度や規範が近代西洋社会の中でどのように「進歩」や「退行」に向かっているかに関して歴史的な社会分析を行う。社会的病理は、新自由主義的な業績評価が重視されるにともない、法を順守しながらも戦略的に行動する法的人格の承認関係へと一面化していく事態として描き直されるようになる。植民地化の承認論的な解釈によって、ホネットは、制度に内在する原理が進歩的な実現から遠ざかっているにも関わらず、社会的病理によってそれを変革する実践が生じていない現象を重視するに至る。

第四章では、第一章で提示された「動機づけ」および「根拠づけ」という評価基準に照らしてハーバーマスとホネットの批判理論が評価され、彼らの方法論がなおも抱えている問題点が指摘される。「動機づけ」の問題は、名宛人自身のパースペティヴや認識上の資源から

批判の基準や病理を理解できるかという「認識的なアクセス」の面から説明される。ハーバーマスの議論は、システムと生活世界という理論的言語や思考実験を用いて批判の基準や病理を説明しており、参加者の認識的なアクセスを確保しがたいという問題点を抱えている。対照的に、ホネットの議論は、承認が毀損される日常の否定的な経験を通じて批判の基準を再構成しているために、批判の基準や病理に対する参加者の認識的なアクセスを確保することができる。

他方、「根拠づけ」については、経験的な事実にいっさい依拠しない超越論的反省による究極的な根拠づけが必要だと主張するカール・オットー・アーペルと、批判理論は西洋社会の優位性という独断的な事実から出発しているとするエイミー・アレンの提起する異論にハーバーマス、ホネットがどのように応答できるかが検討される。ホネットは「歴史的進歩」の観点から承認原理を根拠づけるが、その進歩の議論はすべての名宛人に対しては正当化しえないものである点で、アーペルやアレンが提起する異論に十分に応答することができない。対照的に、ハーバーマスは、機能的、道徳的、歴史的諸理由の相互の支え合いによって論証を行う整合説的な根拠づけを採用しており、究極的な根拠づけを必要とせず、かつ非西洋の社会にとっても受容可能な仕方でも批判の基準を正当化することができる。

終章では、各章での議論を振り返りながら、再構成的批判の意義と今後の課題が示される。まず、ハーバーマスとホネットがどのように批判を通じて理論的視点と参加者の視点を媒介しようとしたかが整理されたうえで、とくにジョン・ロールズの内在的批判およびライナー・フォアストの批判理論と比較しながら、再構成的批判の意義について論じられる。ロールズの内在的批判は、社会的病理批判の議論を行わない点で理論と実践を媒介する方法が再構成的批判とは異なっていること、フォアストの批判理論は、道徳的観点の超越論的条件を構成しているために「外部からの批判」として位置づけられることが指摘される。そのうえで、ハーバーマスとホネットが抱えている動機づけと根拠づけの難点を克服する方向性が簡潔に示される。「知者」としての承認関係を分析する近年の「認識的不正義論」や語用論を参照しながら、動機づけの議論をホネットから、根拠づけの議論をハーバーマスから取り出すような統合案として「承認の語用論」が有望な対案となりうることが示唆される。

#### 4. 本論文の評価

本論文は、ハーバーマスとホネットの方法論を明らかにするという大きな課題に意欲的に取り組んだ研究である。その意義は大きく下記の三点に認められる。

その第一の意義は、現代の批判理論を代表するハーバーマスとホネットの方法論の特徴を「再構成的批判」という観点から明らかにしたことにある。本論文によれば、「再構成的批判」は「再構成」および「病理批判」という二つのパート（「段階」）からなるが、このうち前者は本論文のいう「内在的批判」にあたるものであることが説得力をもって論証されている。本論文が明らかにしたのは、「内在的批判」は、「内部からの批判」（現に妥当している規範に依拠する批判）や「外部からの批判」（偶然性を免れない経験的事実に依存しない原

理からの批判)とは異なり、人々の実践(慣行)や直観(暗黙裡の規範)に内在する規範を再構成し、不偏的な正当化を経た規範に基づいて現に妥当している規範(それにもとづく制度や慣行)を乗り越える視点を提供しうる、ということである。

本論文の第二の意義は、ハーバーマス、ホネットそれぞれの理論的展開を「再構成的批判」の形成史という観点から整合的にとらえ直した点にある。執筆者は、主要著作だけでもかなりの量に及ぶ両者の著作のほぼ全容を見渡すことを通じて、両者が自身では必ずしも明示的には言及していない方法論上の変化を浮き彫りにしている。そのことを通じて、たとえば、「言語論的転回」以後、ハーバーマスの議論において批判の契機は後退していくとする従来の解釈に根拠のある異論を示したり、真理観の変化が方法論に及ぼしうる影響について新たなとらえ方を指摘するなど、オリジナリティのある解釈を示している。また、ホネットに関しても、本論文は、承認の毀損が生じているにもかかわらず「承認をめぐる闘争」が生じていない事態(社会的病理)をホネットが自身の議論にどう位置づけようとしたかの変化を綿密に辿り、自由論とみなされがちな『自由の権利』(2011年)を承認論の新たな展開としてとらえ、ホネットにとっての「イデオロギ的承認」の問題の重要性に光を当てることに成功している。

本論文の第三の意義は、「理論家の視点」と「参加者の視点」がいかに媒介されるかに注目し、参加者による「反省的受容可能性」を評価する基準を立ち入って検討している点にある。両視点がいかに媒介されうるかは、ロールズの方法論である「反照的均衡」、とりわけ(後期の)「幅の広い一般的な反照的均衡」でも問われている重要な論点である。この媒介がなされなければ、批判理論は、理論家の権威主義(「外部からの批判」)ないしは参加者の慣習への依存(「内部からの批判」)という問題を免れることができない。両視点の媒介を達成することに現代の批判理論の目的はあるとする本論文は、参加者自身がそれとして自覚できるとは限らない社会的病理の(再)認識を批判が媒介するところに、他の内在的批判の方法論にはない固有の意義があることを示すことに成功している。

最終口頭試問では、「再構成的批判」という執筆者の解釈枠組み、とりわけホネットのテキスト理解・解釈について疑問が提起され、併せて改善すべき点が指摘された。今後執筆者がさらに研究を深め、論述を改善していくためにも、そのうち重要と思われるものをここに記したい。

(1)『啓蒙の弁証法』以前の初期の批判理論はすでに「再構成的批判」を展開していたと解釈することができ、フランクフルト学派第一世代は規範一般に対して懐疑的であったと見ることには問題がある。また、併せてフランクフルト学派における「理性」概念の描き方にも修正を要する点がある。(2)本論文は、ハーバーマスの『真理と正当化』(1999年)に見られる方法論上の変化(真理観の変化)を重視しているが、この著作は規範の問題を主題的に論じたものとは言えないのではないか。(3)ホネットの理論の展開について、本論文がその解釈(再構成的批判の精緻化)を正当化するために挙げているホネット自身からの引用は不十分であり、その翻訳にも精確さに欠けるところが見られる。(4)ホネットにおいて、参加者

自身の否定的な経験(承認の毀損)への定位から離れるような議論の展開ははたしてあったのか。(5)ホネットの議論における「原初的承認」とケア、平等、業績という三つの承認との関係については、あらためてテキストを精査する必要がある。(6)理論家と参加者の媒介が生じるのは、理論家の著作によってなのか、それとも理論家の市民としての発言によってなのかなお不明瞭である。(7)日常の実践や直観から規範を再構成する際に動機づけに関わる経験的な事実を重視することは「再構成的批判」ないし「内在的批判」にとって不可欠なのか。動機づけに関して経験的なもの(理にかなっているとは限らない要素)を批判に組み入れる必要はないとも言えるのではないか。(8)批判的受容可能性を得るための「動機づけ」と「根拠づけ」に関して、どちらか一方に欠損があるような事例を具体的に挙げるべきではなかったか。(9)全体として、本論文の構成を強く規定している解釈スキーム—「動機づけ」と「根拠づけ」、再構成的批判の「第一段階」と「第二段階」など—自体の方法論的な正当化が明示的になされるべきだったのではないか。

これら審査委員による疑問や指摘のうちいくつかについて執筆者は適切に、論拠を挙げて応答することができたが、今後の検討課題として残った論点も少なくない。とはいえ、執筆者が、比較的短期間のうちに大量の一次文献・二次文献を読破し、テキストを限定した個別の研究に終始することなく、現代の批判理論の方法論の特徴をとらえる検討を意欲的に行い、整合性のある解釈を示したことを審査委員は高く評価している。

## 5. 結論

現代の批判理論の方法論を検討し、政治理論の主要な方法論との比較において、その特徴を明らかにした本論文は、批判理論のみならず政治理論の方法論研究にとって寄与するところが大きく、政治学の学位申請論文の水準に達していると判断できる。審査委員が挙げた上述の問題点も本論文の学術的価値を大きく損なうものではなく、今後の研究において考慮されるべき課題を示したものである。よって、審査委員一同は、全員一致で、本論文は博士(政治学)の学位を授与するに値すると判断した。

2020年9月18日

審査委員: 齋藤 純一 (政治理論)  
谷澤 正嗣 (政治理論)  
藤野 寛 (哲学・思想史)  
宮本 真也 (ドイツ哲学・思想史)